

F - 15 戦闘機の未明離陸に対する意見書

去る8月28日午前4時39分から40分にかけて、米国空軍州兵部隊所属の旧型F - 15戦闘機を製造年の新しい機種に入替える理由で、F - 15戦闘機4機が、相次いで嘉手納基地を離陸した。

当初、8月7日に米本国に向けて未明離陸を予定していたが、運用上の理由で延期になり今回の未明離陸となった。

本町議会では、これまでも嘉手納基地での深夜から未明にかけての離陸に対して、再三にわたり中止要請や抗議を行ってきたにもかかわらず、またしても未明離陸を強行したことは、地域住民の声を無視し、配慮に欠けた基地の運用である。

同基地での未明離陸は、2005年度が4回に対し、日米が在日米軍再編に合意した2006年度は12回で前年度の3倍となっている。昨年8月以降、日米間で改善策を協議しているにもかかわらず、今年、1月6日と7日の2日間にF - 15戦闘機19機と空中給油機6機が、米本国での訓練参加のため深夜に離陸を強行した。

また、5月10日にも一時移駐していたF - 22Aラプター戦闘機が深夜に離陸をしたが、そのうち2機は、運用上の理由により午前10時25分頃離陸し、他の基地を経由して本国へ帰還した。このことから、深夜、早朝の離陸を回避することは可能であり、深夜、未明の離陸は、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F - 15戦闘機及び軍用機の深夜、未明の離陸を即時に中止すること。
- 2 老朽化、欠陥機と指摘されているF - 15戦闘機を即時に撤去すること。
- 3 騒音防止協定を遵守すること。
- 4 騒音被害の軽減を速やかに行うこと。
- 5 住宅居住地域での旋回、訓練、低空飛行を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年9月3日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長